

当社における新型コロナウイルス感染症予防策等について その5  
～5月25日「緊急事態宣言」全面解除を受けて～

2020年5月26日

5月25日、政府は東京都を含む首都圏4都県と北海道での「緊急事態宣言」の解除を発表し、これにより4月7日に発令された宣言は全面解除となりました。

当社は、緊急事態宣言発令以前の、4月3日以降、原則在宅勤務体制を実施しておりました。今回の緊急事態宣言の解除を受け、当社もお客様、従業員の安全を優先し感染拡大を予防するための「新しい生活様式」を取り入れつつ、保守サービス等のお客様対応を中心に、平常化への動きを進めてまいります。

ただ、再び感染が拡大する懸念は払拭できず解除宣言と同時に基本的対処方針では、感染拡大防止と経済活動の両立のための移行期間を設けることも示されており、今回解除対象となった都道府県とそれ以外の府県への移動には、「慎重な対応」等が求められております。このため引き続き、お客様にはご迷惑、ご不便をおかけする可能性がございますことにご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

今後も当社の対応等につきましてはホームページ等で、状況の変化に対してタイムリーな情報のご提供を心がけてまいります。

以 上

<感染予防策の実施について>

～「新しい生活様式」の定着化～

- ・在宅勤務は継続、時差出勤の活用等
- ・Web会議サービスの活用
- ・従業員の健康管理として、全従業員が毎朝自宅で体温を測り、発熱の有無や体調を報告することを継続
- ・その他新型コロナウイルス感染症予防策（三つの密の回避、不要不急の外出自粛、マスク着用、手洗い、うがい等）の励行、オフィス利用時のアルコール消毒、執務室内の除菌ジェル設置 等

以 上